

石田徹著『近代移行期の日朝関係
——国交刷新をめぐる日朝双方の論理——』
(溪水社、2013年12月)

古 結 諒 子・望 月 直 人・萩 恵 里 子

本書は、著者が2007年に早稲田大学大学院政治学研究科に提出した博士論文に修正を施し、新たに補論を加えて成った、1860年代後半から1870年代前半におよぶ、日本の朝鮮政策・朝鮮の日本政策を主たる対象とした研究書である。在来の外交秩序と西欧起源の「万国公法」秩序との衝突が日朝関係にいかなる影響を与えたのか、また日本の朝鮮政策にはどのような問題が内在していたのか、その考察を課題とする。

最初に、章立てと簡単な内容をみてみよう。

序論

第一章 「西欧の衝撃」への対応比較——幕末期の征韓思想と「内修外攘」論

第二章 開港期前後朝鮮政府の日本政策

第三章 明治初期外務省の朝鮮政策と朝鮮観

第四章 明治初期日朝交渉における書契の問題——書契の「書き手」と書契観

補論 明治八年書契（外務大丞書契）の作成過程の一端

第五章 明治初期日朝交渉における儀礼の問題——服制観と日本観

結論

第一章は、アヘン戦争に始まる「西欧の衝撃」を日本と朝鮮がどのように受け止めて、どのような対抗策を講じたのかを考察する。本章は「西欧の衝撃」に対して日本が「外」への指向性を強めた一方で、朝鮮は「内」への指向性を強めたことを指摘する。日朝双方の「西欧の衝撃」に対する姿勢の相違は、次章以降で日朝双方の姿勢を追う起点となる。

第二章は、1860年代から70年代前半にかけての朝鮮政府の対日政策を検討する。「事大交隣体制」を堅持する朝鮮政府にとって、対馬との「羈縻交隣」は重要であった。本章は、日本の王政復古・明治維新が発端となって日朝外交が行き詰まりを見せたという説に対し、むしろ朝鮮政府としては、対馬藩との関係において1867年6月の段階で既に行き詰っていたことを強調する。朝鮮側史料を用いた成果が活かされた章である。

第三章は、明治初年以降の朝鮮政策を明らかにするため、外務省内の征韓論を分析する。征韓論を方針と交渉方法に大別し、方針を「侵略型征韓論」と「万国公法下での国交樹立」に、交渉方法を「抗議型征韓論」と「政府等対論」・「宗氏渡韓論」とに分ける。明

治初期の対清関係でも、長崎唐通事の子孫が北京公使館で勤務していた経緯があるため、「宗氏渡韓論」は外交一元化における近世から近代の「移行」を考える上で重要なキーワードになりうる。

第四章は、明治維新後から明治8（1875）年9月3日までの日朝交渉期の書契問題を対象とし、対馬藩と朝鮮政府、明治政府と朝鮮政府における書契問題の意義、書契観の相違などについて考察する。本章は、万国公法体制に基づく日朝関係を構想する明治政府と、事大交隣体制を固守する朝鮮政府、「羈縻」から脱しようとする対馬藩三者の書契観の相違を明らかにした。補論はこのうち、とくに「明治八年書契」の作成過程を追ったものである。

第五章は、明治7年8月以降、再開した日朝交渉で問題となった日本側「洋式大礼服着用」と「正門通過」を取り上げる。前者については、日本が利便性・簡便性を重視する論理を用い、朝鮮が「礼」を重視していたことを、後者については、朝鮮が正門通過を不認可としたことから、朝鮮側の「羈縻交隣」維持の姿勢を明らかにした。本章は、文化の摂取と運用において、欧米だけでなく東アジアの視点の重要性を、読者に理解させてくれる。

そして結論では、各章で明らかになったことをまとめ、幕末維新时期・朝鮮開港期に日朝外交が行き詰った要因、および日本が朝鮮に拘った背景をさぐっている。前者については、対馬を媒介とした日朝関係の構造内の矛盾を指摘する。後者については、「西欧の衝撃」に対する「屈辱感」を晴らす場が対朝鮮外交であったとし、主権国家の対等性の原則の中で、朝鮮に対しては上下関係を作ろうとしていた点に注目する。

本書の強みは何といっても、日朝関係における「移行期」をカバーした点である。

当該期の日朝関係に関する研究、とくに第四章までのテーマは、すでに膨大な蓄積があり、また近年、新たに研究がすすんでいる分野でもある。しかし、日本近世史・近代史研究者による精緻な実証研究が積み重ねられる一方で、大きくとらえようとする動向はほとんど進展していない。従前はむしろ、東アジア国際関係における前近代と近代の差異を明確化することに、重点が置かれてきたのである。

また、異なった価値観や思想、イデオロギーを持つ主体の間で政治的関係を語る際には、理念と実際の混同が起りやすい。近代を対象とする東アジア国際関係史研究や日本外交史研究は、とくにこのような傾向を持っている。日朝関係でいえば、後の植民地支配を前提として事実を解釈しがちであって、同時代的文脈から史実を考察することは必ずしも容易ではない。

その意味で、本書が「西欧の衝撃」から1870年代までを「近代移行期」として一体的に扱い、「外交」交渉や同時代の知識人の認識を分析し、「移行」の実際を描きだそうとした試みは、積極的に評価すべきであろう。たとえば時代性を無視して、当時の朝鮮に関す

る議論を「征韓論」と一括りに扱う先行研究に対し、本書は疑問を呈している。同時代的・歴史的文脈による考察を行う筆者の姿勢は、とりわけここに明らかである。

「移行期」の東アジア国際関係を本書の概念によって腑分けすると、「大君外交体制」から転換しつつあった日本の「万国公法」秩序、朝鮮の「事大交隣体制」、中国の「華夷秩序」が存在していたとみることができる。そこでまず問題となる「移行」は、日本の転換である。

一般に「万国公法」を受容した日本、あるいは「万国公法」に忠実な日本と言われる。本書の論証によれば、そんな近代日本には、「万国公法」に忠実であろうとするほど、「外への指向性」「先手志向」「屈辱感」によって行き詰まってしまう論理が内在していた。具体的にいえば、日朝関係において主権国家・対等性の原則を適用しながらも、「事大交隣体制」は容認して、その上下関係を「万国公法」秩序に持ち込むことで、日朝間に上下関係を作り出すという、日本に都合のよいダブルスタンダードが存在していたのである¹。

その際とかく「日本」として一括りに考えられる対馬藩の存在を、明治政府・外務省とは別のアクターと見て考察したことが重要である。日朝関係の「移行」において、「朝鮮外交」の窓口業務を担っていた対馬藩が存在した意義や果たした役割を示すなかで、日本の中央政府・対馬藩・朝鮮政府の間での「交隣関係」という概念の内実と齟齬を指摘する。

ところで、「万国公法」秩序の受容」といえば膨大な研究があって、すでに尽くされた論点だと考えられがちなものの、その実、概念の内実についてようやく実証が重ねられてきた段階である。そのなかで政治学専攻の著者が、このようなモデル化を試みた意義は大きい。研究蓄積が豊富であるとみえるテーマでも、研究の余地が十分であることを示すと同時に、互いの概念の齟齬に着目し、その全体を包括的にとらえた上で個々の内実と関係性をあぶり出すという視角は、「近代移行期」にかぎらず、様々な時期・分野の研究での議論と対話を促すものではないだろうか。

それは、日本史内部の近世史研究者と近代史研究者の議論だけにとどまらない。清朝における中央や地方の外政一元化も、その題材になりうる²し、朝鮮側における世界認識の

1 このように本書が明らかにした、「日本における内実・実態」は、著者が「清韓宗属関係」と「西洋近代国際関係」——岡本隆司著『属国と自主のあいだ』（名古屋大学出版会、2004年）を読む」（『政治思想学会会報』第20号、2005年）15頁で、つとに「朝貢体制」・「朝貢システム」・「華夷秩序体制」という概念・図式を所与のものとして無批判に用いるのではなく、「当時の人々がこれらの概念にどれだけ自覚的であったのか着実な実証を重ね、検討していくべき」とした課題に対する一つの回答だとみなすことができよう。

2 たとえば、1880年代では総理衙門と北洋大臣、20世紀に入っては外務部の交渉と地方交渉の関係などが、それに相当するだろう。荻恵里子「甲申政変の收拾と清朝外政——日清交渉における総

連続性と大院君政権から閔氏政権への移行や開化派との関連も、そうである。本書に限らずこの時期のいわゆる「ダブルスタンダード」は、解消すべきだという含意、もしくは暗黙の前提が、ひろく根付いている。けれども、そうした前提も含め、ダブルスタンダードをめぐる社会的・思想的・外交的構造は、なお問わねばならない問題として存在するのではないだろうか³。

このように本書が提起した課題は、歴史学における架橋的視点の重要性をあらためて認識させてくれる。日本史と東洋史研究者との、ひいては東アジア国際関係史というレベルでの議論が望まれるのである。

ただし、疑問がないわけではない。まず大きな点では、日本が「大君外交体制」から主権国家の対等性を基調とする「万国公法」秩序に転換した、という本書の前提そのものに対してである。

そもそも前近代の国家にとって、世界の階層性と自身の優位は、むしろ自然であった。中華王朝・朝鮮王朝の華夷秩序観はもとより、日本も「日本型華夷秩序」論という表現が示すように、自己中心に世界観を形成していたことでは同じである。

もっとも、そのような世界観が、政策・関係に直結するわけではない。

朝鮮蔑視観の存在と、そうした蔑視観が国家の政策として具体化することとのあいだには区別されるべき歴史段階差がある。この点からすれば、新井白石が厳しい朝鮮蔑視観の持ち主であることと、対等外交を志向したことは矛盾しない⁴。

これは本書の言う「互いに『相手は自分よりも上ではない』と考えることで成り立つネガティブな対等関係」（241頁）である。しかしながらこのような「対等関係」が、結果的に、もしくは事実上、持続的なものとして築かれることはある。互いに自己中心的な世界観を奉じる主体同士のせめぎあい均衡を生み出した場合であって、江戸幕府と朝鮮王朝の間で構築された関係がまさにそうであり、それは2世紀半の長きにわたって大過なく運営されたのである。

このように考えると、近世における「敵礼」の「交隣」関係と、本書で掲げられた「近代移行期」の政策方針とは大きな差があることがわかる。日本は早くに日朝間での価値観共有を積極的に求める姿勢を打ち出しており、それは「西欧の衝撃」の中で、書契など

理衙門と北洋大臣李鴻章」（『東洋学報』第96巻第3号、2014年）、川島真「外務の形成——外務部の成立過程」（岡本隆司・川島真編『中国近代外交の胎動』東京大学出版会、2009年）を参照。

3 たとえば1880年代の清朝は、こうしたダブルスタンダードをむしろ積極的に解釈、活用した節もある（前掲萩論文のとくに第二章など）。各国の間で常に存在する世界観の齟齬を、政策レベルでの対立・係争として表出させない手段とみることも可能であろう。

4 池内敏『大君外交と武威——近世日本の国際秩序と朝鮮観』名古屋大学出版会、2006年、18～19頁。

伝統的な手法を用いる形でも行われた。本書が結論で指摘する「行き詰まり」は、むしろ同じ理念を共有しようとする行為がもたらした、ありがちな逆作用であって、つまり「万国公法」秩序への転換において表出してくるダブルスタンダードに限らず、理念の共有という行為一般の影響が問題なのではないだろうか。そうだとするならば、対朝外交の「行き詰まり」は、「万国公法」秩序の採用以前に起点を持つことになる。

こうした点については、さらに視野をひろげて、東アジア域内の日清修好条規と日朝修好条規が、ともに条約ではなく「条規」であった史実、日朝修好条規では「独立」ではなく「自主之邦」と明記された史実などとあわせて考える、言い換えれば、清朝要因に対する具体的言及を充実させる必要があるだろう。たとえば、明治4（1871）年の日清修好条規の締結、その後の台湾出兵といった日清関係の展開は、朝鮮にとってどのように見え、対日姿勢にどのような変化をもたらしたのか。また、日朝間は書契問題を経て問題を抱えながらも、その後どのようにして明治9（1876）年の日朝修好条規締結に至ったのか。そこまでの展望が示されていると、「移行期」を扱った本書の意義がより一層明確になるであろう。

次に細かい点では、まず第一章にいう「西欧の衝撃」について、若干の違和感を覚えた。「西洋の衝撃（ウエスタン・インパクト）」ではなく、「西欧の衝撃」と称する理由が、十分に説明されていないからである。関係する当時のアメリカを「西欧」に含めることは、必ずしも自明ではないだろうし、当時の東アジア人にとって「洋」という概念のもった意義も、これでは看過されかねない。

またこの概念の内容について、本書はことさら「キリスト教の脅威」「交易の脅威」「実力行使の脅威」という三つの論点に分けて考察する。こうした腑分けは、第三章の「征韓論」でも行われている。それぞれが大きな研究テーマなので、腑分けすること自体にさしつかえはないだろう。けれども、その区分方法の有効性や、区分後の議論の相互関連性に関する説明が十分ではない。

それから、本書は、日本政治史研究との関連に対する説明がやや不十分に思われる。というのも、個々の言説を取り上げる際、額面上の「脅威」や「危機」に注目するあまり、論者が置かれた政治的国内的状況との関連や、それに関する先行研究との接点がわかりにくいためである。

たとえば、本書は欧米との接触で生じた開港・貿易に関する出交易論が、欧米に対する「屈辱感」や「危機感」を払拭するための手段であったと論じる。しかし吉田松陰・橋本左内・井伊直弼らの政治的立場の相違や、日米修好通商条約調印によって居交易が実際に選択された状況の変化などにふれないまま、彼らの議論を同じ「出交易論者」と一括するのは、いささか牽強を免れない。著者が注目する思想レベルに関する議論と、実際の国内・対外政策形成過程における議論がどのように接続するのか、または、しないのか、そのあたりに関する具体的言及が望まれる。「西欧の衝撃」が永続的に存在したとの前提に基づいて史料を分析するよりも、国際状況の変化に応じて彼らの議論にどのような変化が生じたのか、また、

政治家や思想家らが「脅威」や「危機」を強調することで、当時の国内または対外政策上どのような利点を引き出そうとしていたのか、といった観点に基づく分析も求められよう。

同様のことは、樺太問題に関する議論と、明治2年から3年にかけての朝鮮との外交問題に関する議論とを、「国辱」で因果関係として結びつけて解釈した点でも指摘できる。著者はこの点について、樺太から帰朝後の外務大丞丸山作樂が外務省出仕佐田白茅に持ちかけた征韓計画の存在に注目するのみである（104頁）。樺太問題と朝鮮問題が同時並行的に展開していたことや、丸山の意見の変化は理解できる。だが、それだけをもって外務省が樺太で受けた国辱を朝鮮に向けたと解釈するのは、因果関係の証明としてはなお弱いのではなかろうか。

技術的には、日本の朝鮮政策と朝鮮の日本政策の2つを同時に扱ったがゆえに、説明が前後した箇所、同じ事柄をいくつかの章にまたがって説明した箇所などがある。年表を用いるなど工夫されているものの、より一層、論点に即した形での事実関係の整理が求められよう。また漢文史料の訳解でも、なお疑義の残るところがあり⁵、そうした点にも、あらためて検討が望まれる。

本書は以上のように、「近代移行期の日朝関係」というごく限定的なテーマながら、その射程は日本史・朝鮮史という枠組みにとらわれず、近世から20世紀におよぶ近代、東アジアから「西欧」にまでひろがりをもった重要な研究業績と言えよう。今後マイクロ・マクロの両面で議論が展開することを祈念して、擲筆したい。

【附記】

本稿は、2014年11月23日、島根県立大学北東アジア研究センターで開催された研究会の席上、筆者各人がおこなった個別の書評報告を、3人の討議を経て一体にまとめたものである。

(KOKETSU Satoko and MOCHIZUKI Naoto and OGI Eriko)

5 いささか瑣末に失するものの、いくつか例をあげよう。

まず30頁「無外交之義」の「外交」という漢語、このままではdiplomacyの意にとられかねないので、説明を加える必要がある。

34頁「資咨官」は「資咨官」の誤りであろう。

70頁の「別幅」に関する文書について、東萊府は「格外」のため「差し戻すべき」という見解であり、また「格外」とした内容は「明確ではない」としている。しかし引用史料によれば、表面的には、「差し戻すべき」としながら、実際には、この「書契」をいかに扱うか、東萊府では結論できず（せず）、両論併記のニュアンスを持たせ、朝廷の判断を仰ぐ意図があったと考えられる。よって、東萊府は「差し戻すべき」という固まった意見を有していたわけでもないだろう。

215頁「禍不旋踵」は成句。和訳に誤りがあるのみならず、引用の原文にも誤脱の可能性がある。